

# 建築行政年報

令和4年度  
(令和3年度分)

第41号

宮崎 市



# 目 次

<b>I 建築行政の組織</b>	
1 人口と行政区域	1
2 沿革	1
3 機構と職員数	4
4 事務分掌	5
<b>II 建築手数料収納状況</b>	6
<b>III 建築行政統計</b>	
1 建築行政統計年度別総括表	7
2 確認申請受理件数	8
3 許可件数	9
4 道路位置指定件数	9
5 定期報告対象建築物報告件数	10
6 違反建築物取扱件数	11
7 認定申請事務処理件数（建築基準法を除く）	11
8 各種補助事業	12
<b>IV その他</b>	
1 違反建築物防止週間事業	14
2 建築物防災週間事業	14
3 建設リサイクル法に基づく届出・通知	15
4 建設リサイクル一斉パトロール	15
5 中高層建築物に関する指導要綱	16
6 建築物等に関する福祉環境整備	17
7 狭あい道路整備事業	18
8 宮崎市建築審査会委員	18

# I 建築行政の組織

## 1 人口と行政区域

(1) 市政施行 大正13年4月1日

(2) 行政区域面積 643.67 km<sup>2</sup>

(3) 人口と世帯数

現 在	現 住 人 口	世 帯 数
平成23年4月1日	399,984	170,457
平成24年4月1日	401,239	172,526
平成25年4月1日	401,320	174,106
平成26年4月1日	401,658	175,836
平成27年4月1日	401,135	177,051
平成28年4月1日	399,996	175,921
平成29年4月1日	398,917	177,261
平成30年4月1日	398,360	178,779
平成31年4月1日	397,679	180,275
令和2年4月1日	396,985	181,881
令和3年4月1日	396,508	183,784
令和4年4月1日	399,425	185,992

## 2 沿 革

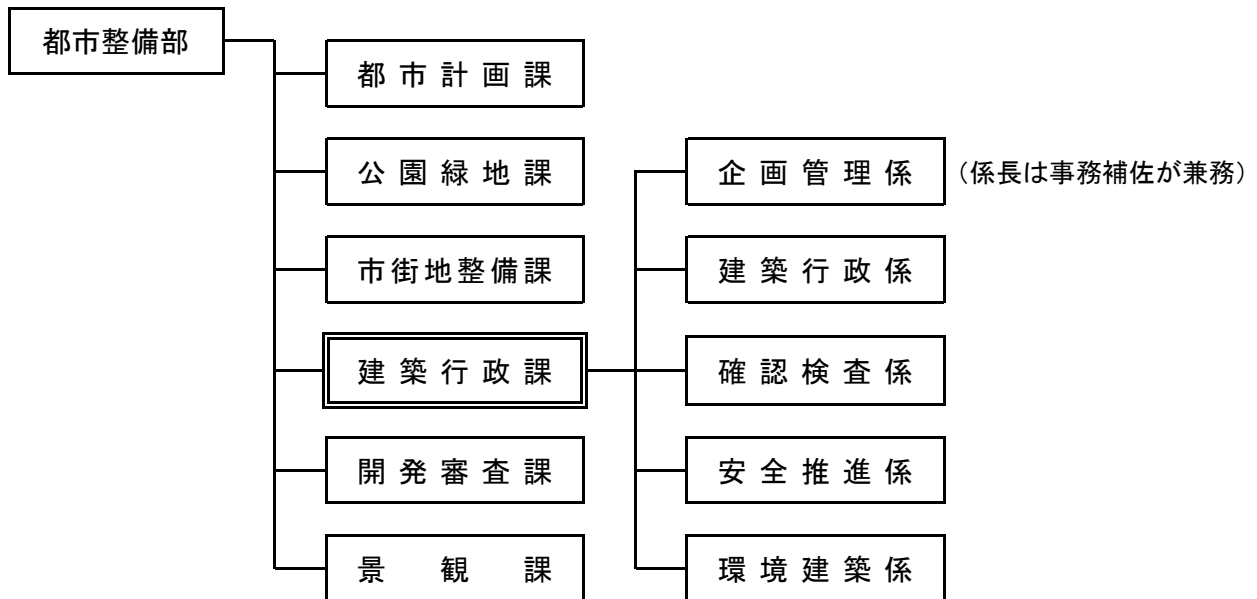
- S 48. 4. 1 特定行政庁発足
- “ 建設部建築指導課が新設される
- “ 課長以下13名・3係(庶務、審査、指導)
- “ 建築主事2名  
(人口 213,943人 65,036世帯)
- 52. 7. 1 都市計画課から開発指導係移管、4係(管理、審査、指導、開発指導)となる
- “ 職員数20名(うち建築主事4名)
- 53. 7. 1 職員数22名
- 54. 4. 1 職員数24名
- 56. 4. 1 職員数25名
- 56.10. 1 政令299号で建築基準法第4条第1項設置市となる  
(人口 266,783人 93,419世帯)
- 58. 8. 1 建築基準法第69条の規定に基づき宮崎市建築協定条例施行  
(条例第32号)
- 60. 4. 1 建築確認申請手数料等、建築指導課所管のすべての手数料を証紙収納から  
現金収納とする(金銭登録機による収納事務取扱要綱)
- 62. 4. 1 機構改革により都市整備部になる
- 63. 4. 1 宮崎県から住宅金融公庫業務の再委託を受ける
- H 2. 4. 1 宮崎市開発指導要綱施行
- 3. 4. 1 宮崎市中高層建築物に関する指導要綱施行
- 4. 8. 1 宮崎市建築物に関する福祉環境整備指導基準施行

- 5. 1. 5 宮崎市建築物に関する福祉環境整備指導基準に基づく整備事例集を作成する
- 5. 6. 1 高齢者住宅等建築相談所を設置する
- 7. 7. 1 住宅用家屋証明事務を税務部資産税課へ移管する
- 9. 4. 1 機構改革により開発指導係が都市計画課に移管、3係(管理、指導、審査)となる
- “ 住宅金融公庫業務が住宅金融公庫と直接契約となる
- “ 宮崎県からハートビル法に基づく特定建築物の計画認定及び指導助言等の事務について権限委任される
- “ 宮崎県から優良住宅新築及び良質住宅新築の認定事務について権限委任される
- “ 建築確認支援システム運用開始(FD受付)
- “ 職員数19名
- 10. 4. 1 機構改革により4係(管理、指導、建築審査、構造審査)となる
- 10.10. 1 宮崎市狭あい道路整備事業に関する要綱及び宮崎市狭あい道路整備助成金の交付に関する要綱施行
- 12. 4. 1 職員数23名(派遣職員1名及び嘱託職員1名を含む)
- “ 民間確認検査機関の県指定に伴い、(財)宮崎県建築住宅センターへ職員を1名派遣する
- 13. 4. 1 職員数25名(派遣職員1名及び嘱託職員1名を含む)
- 14. 4. 1 機構改革により係名を変更する(管理、指導、審査、検査)
- “ 職員数25名(派遣職員1名及び嘱託職員2名を含む)
- 14. 5.30 建設リサイクル法による届出等に関する事務を開始する
- 16. 4. 1 機構改革により6係(管理、指導、審査、検査、査察、建築福祉)となる
- “ 職員数27名(派遣職員1名及び嘱託職員3名を含む)
- 17.10. 1 宮崎市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱及び宮崎市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領施行
- 18. 1. 1 佐土原町、田野町、高岡町と合併
- 18. 4. 1 機構改革により7係(管理、指導、審査、構造審査、検査、査察、建築福祉)となる
- “ 職員数26名(嘱託職員3名を含む)
- 19. 4. 1 職員数28名(嘱託職員4名を含む)
- 19.10.18 宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金交付要綱施行
- 20. 4. 1 狭あい道路整備助成に関する事務を建設部道路維持課へ移管
- 21. 6. 4 長期優良住宅認定事務を開始する
- 22. 3.23 清武町と合併
- 24. 4. 1 機構改革により6係(管理、指導、審査、検査、査察、建築福祉)となる
- 25. 4. 1 機構改革により5係(管理、指導、審査、検査、査察)となる
- “ 職員数29名(嘱託職員5名を含む)
- 26. 4. 1 職員数30名(再任用職員1名、嘱託職員5名を含む)
- 27. 4. 1 機構改革により管理係を企画管理係とする
- 29. 4. 1 機構改革により4係(企画管理、指導、審査、査察)となる
- “ 職員数31名(再任用職員2名、嘱託職員5名を含む)
- 30. 4. 1 職員数29名(再任用職員2名、嘱託職員4名を含む)
- 31. 4. 1 職員数30名(再任用職員1名、嘱託職員4名を含む)
- R 2. 4. 1 機構改革により建築指導課を建築行政課とする
- “ 機構改革により係名を変更する(企画管理、建築行政、確認検査、安全推進)
- “ 職員数32名(再任用職員1名、会計年度任用職員5名を含む)

- 3. 4. 1 機構改革により5係(企画管理、建築行政、確認検査、安全推進、環境建築)となる
- 〃 職員数33名(再任用職員1名、会計年度任用職員6名を含む)
- 4. 4. 1 職員数32名(再任用職員1名、会計年度任用職員5名を含む)

### 3 機構と職員数（令和4年4月1日現在）

#### (1) 機 構



#### (2) 職 員 数

(単位:人)

区 分		企画管理係	建築行政係	確認検査係	安全推進係	環境建築係	計
課 長	1						1
課長補佐等	1	1	1				3
係 長 等		2	3	3	3	2	13
主任技師			1	3	2	1 (1)	7 (1)
技 師		1	1			1	3
会計年度 任用職員		2		1		2	5
計	2 事務系0人 技術系2人	6 事務系5人 技術系1人	6 事務系2人 技術系4人	7 事務系0人 技術系7人	5 事務系0人 技術系5人	6 (1) 事務系1人 技術系5人	32 (1) 事務系 8人 技術系24人

※( )内は再任用短時間職員数

#### 4 事務分掌

係名	事務分掌
企画管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築指導行政に関する企画及び総合調整に関すること</li> <li>・許可申請、確認申請その他届出等の受付に関すること</li> <li>・確認済証及び検査済証の交付に関すること</li> <li>・建築指導行政に係る諸証明に関すること</li> <li>・建築計画概要書の閲覧に関すること</li> <li>・建築物等の統計に関すること</li> <li>・課内の予算に関すること</li> <li>・課内の庶務及び課内の他係に属さないこと</li> </ul>
建築行政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく許可、認定、認可、承認及び指定に関すること</li> <li>・道路の位置の指定に関すること</li> <li>・公開による意見の聴取及び建築審査会に関すること</li> <li>・建築協定に関すること</li> <li>・宮崎市災害危険区域に関する条例に関すること</li> <li>・崖地近接等危険住宅移転事業に関すること</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること(建築物に係るものに限る)</li> <li>・宮崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関すること(他課に属するものを除く)</li> </ul>
確認検査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請等の審査の処理に関すること</li> <li>・計画通知の処理に関すること</li> <li>・建築物等の検査及び検査に伴う是正指導に関すること</li> <li>・施工状況報告書の処理に関すること</li> <li>・建築物における駐車施設の附置に関すること</li> <li>・優良住宅認定申請の処理に関すること</li> </ul>
安全推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築の指導及び処分に関すること</li> <li>・保安上危険な建築物等に対する措置に関すること</li> <li>・危険ブロック塀の調査・指導に関すること</li> <li>・建築パトロールに関すること</li> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律に関すること</li> <li>・特定建築物等の定期報告及び不適格建築物の報告に関すること</li> <li>・建築物の防災査察及び防災診断に関すること</li> <li>・被災建築物応急危険度判定に関すること</li> </ul>
環境建築係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の分別解体等の届出等に関すること</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること</li> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること</li> <li>・浄化槽の設置に係る審査の処理に関すること</li> <li>・吹付アスベスト関連事業に関すること</li> </ul>



## Ⅱ 建築手数料収納状況

単位(件数:件 金額:円)

	確認申請		計画通知 ※2		中間検査申請		完了検査申請		許可申請		仮使用申請		認定申請 ※1 及び認定取消申請		各種証明		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	17	309,000	2	96,000	2	77,000	23	508,000	7	459,000			38	262,000	106	31,800	195	1,742,800
5月	21	345,000	3	13,000	1	28,000	9	339,000	5	219,000			33	228,000	91	27,300	163	1,199,300
6月	11	211,000	1	13,000			27	498,000	14	549,000			51	352,000	149	44,700	253	1,667,700
7月	21	320,000	3	11,000			28	576,000	8	351,000	1	120,000	39	291,000	123	36,900	223	1,705,900
8月	22	460,000	7	405,000	2	56,000	16	319,000	7	198,000			52	403,000	109	32,700	215	1,873,700
9月	21	375,000	3	13,000			34	660,000	1	120,000	2	240,000	39	268,000	120	36,000	220	1,712,000
10月	24	574,000	4	78,000	3	105,000	16	406,000	2	33,000			63	427,000	118	35,400	230	1,658,400
11月	23	471,000	3	11,000	2	56,000	19	334,000	6	372,000	1	—	58	439,000	107	32,100	219	1,715,100
12月	14	211,000	3	22,000			30	588,000	6	339,000			36	250,000	102	30,600	191	1,440,600
1月	15	202,000					18	462,000	3	99,000			29	242,000	112	33,300	177	1,038,300
2月	12	214,000	2	39,000	2	77,000	23	442,000	5	165,000	2	120,000	52	433,000	111	33,300	209	1,523,300
3月	31	610,000	1	13,000			44	1,030,000	2	66,000			53	632,000	135	40,500	266	2,391,500
合計	232	4,302,000	32	714,000	12	399,000	287	6,162,000	66	2,970,000	6	480,000	543	4,227,000	1,383	414,600	2,561	19,668,600

※1 「長期優良住宅」、「低炭素建築物」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画」に係る認定申請を含む。

※2 計画通知事務処理件数

(単位:件)

事務内容	建築物					建築設備	工作物	総数
	建				小計			
	1号	2号	3号	4号				
計画通知受理	12	0	1	12	25	6	1	32
確認済証交付	11	0	1	11	23	6	1	30
中間検査申請	0	0	0	0	0			0
中間検査済証交付	0	0	0	0	0			0
完了検査申請	9	0	5	12	26	21	6	53
検査済証交付	9	0	5	12	26	21	6	53

### Ⅲ 建 築 行 政 統 計

#### 1 建築行政統計年度別総括表

(単位:件)

統計名	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
確認申請受理件数 (指定確認検査機関)		2,026 (1,117)	2,146 (1,222)	1,979 (1,277)	2,004 (1,460)	2,079 (1,518)	2,090 (1,578)	2,000 (1,479)	1,951 (1,486)	1,941 (1,567)	2,112 (1,848)
計画通知件数		58	54	48	40	29	20	30	33	57	32
確認済証交付件数 (指定確認検査機関)		2,032 (1,113)	2,143 (1,229)	1,978 (1,277)	2,001 (1,453)	2,064 (1,513)	2,166 (1,649)	2,047 (1,532)	1,938 (1,513)	1,941 (1,590)	2,059 (1,816)
計画通知に係る交付件数		64	52	46	39	28	19	33	28	53	30
中間検査申請件数 (指定確認検査機関)		39 (7)	49 (13)	46 (13)	47 (17)	45 (13)	33 (11)	34 (14)	29 (13)	26 (10)	39 (27)
中間検査合格証交付件数 (指定確認検査機関)		39 (7)	49 (13)	46 (13)	46 (17)	46 (13)	33 (11)	34 (14)	29 (13)	27 (11)	37 (25)
完了検査申請件数 (指定確認検査機関)		1,801 (938)	1,941 (1,042)	1,785 (1,154)	1,871 (1,303)	1,827 (1,352)	1,879 (1,412)	1,797 (1,344)	1,698 (1,280)	1,764 (1,398)	1,881 (1,594)
検査済証交付件数 (指定確認検査機関)		1,781 (941)	1,917 (1,040)	1,775 (1,153)	1,883 (1,307)	1,815 (1,348)	1,837 (1,372)	1,805 (1,359)	1,738 (1,340)	1,772 (1,422)	1,860 (1,577)
仮使用認定件数		16	5	6	4	12	9	8	6	3	7
中高層建築物計画届出件数		94	91	99	81	79	69	64	58	60	71
建築審査会開催件数		7	12	12	8	8	11	9	8	7	9
公開聴聞会開催件数		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
建築物例外許可件数		40	48	64	55	53	74	58	51	54	55
仮設建築物許可件数		18	15	26	14	18	16	20	14	14	17
第42条第1項第4号道路指定件数		4	19	0	0	3	2	1	6	15	5
道路位置指定件数		12	13	9	11	4	4	4	11	8	4
災害危険区域認定件数		4	11	4	9	13	9	5	9	4	6
第43条第2項第1号認定件数		—	—	—	—	—	—	6	10	3	10
一団地認定件数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
全体計画認定件数		0	0	0	0	2	3	3	0	0	0
高さ制限の緩和認定件数		1	0	2	2	0	0	1	0	0	0
駐車場施設附置届出件数		8	7	6	5	7	9	9	10	7	7
耐震改修の計画認定件数		0	2	5	7	20	27	0	0	1	0

## 2 確認申請受理件数

### (1) 年度別確認申請受理件数

(単位:件)

年度	受 理 機 関	総 数	建 築 物				建 築 設 備	工 作 物	
			1 号	2 号	3 号	4 号			
R1	宮 崎 市	465	61	3	22	326	412	31	22
	指定確認検査機関	1,486	56	6	67	1,286	1,415	50	21
	計	1,951	117	9	89	1,612	1,827	81	43
R2	宮 崎 市	374	38	0	17	261	316	34	24
	指定確認検査機関	1,567	73	7	171	1,249	1,500	41	26
	計	1,941	111	7	188	1,510	1,816	75	50
R3	宮 崎 市	264	31	3	11	187	232	19	13
	指定確認検査機関	1,848	116	5	126	1,528	1,775	42	31
	計	2,112	147	8	137	1,715	2,007	61	44

年度	受 理 機 関	総 数	専 用 住 宅 ※	共 同 住 宅	併 用 住 宅	事 務 所 舗	倉 庫 ・ 車 庫	工 作 場 所	そ の 他	
R1	宮 崎 市	412	236	34	6	49	26	17	44	
	指定確認検査機関	1,415	1,207	67	17	62	20	8	34	
	計	1,827	1,443	101	23	111	46	25	78	
R2	宮 崎 市	316	176	22	6	31	32	6	43	
	指定確認検査機関	1,500	1,293	26	12	82	27	17	43	
	計	1,816	1,469	48	18	113	59	23	86	
年度	受 理 機 関	総 数	一 戸 建 て の 住 宅	長 屋	共 同 住 宅	併 用 住 宅	事 務 所 舗	倉 庫 ・ 車 庫	工 作 場 所	そ の 他
R3	宮 崎 市	232	104	1	15	3	44	13	8	44
	指定確認検査機関	1,775	1,501	31	67	18	80	20	12	46
	計	2,007	1,605	32	82	21	124	33	20	90

年度	受 理 機 関	総 数	鉄 筋 鉄 骨 ・ 鉄 筋 造	鉄 骨 造	木 造	そ の 他
R1	宮 崎 市	412	29	0	79	302
	指定確認検査機関	1,415	19	0	227	1,167
	計	1,827	48	0	306	1,469
R2	宮 崎 市	316	27	1	49	226
	指定確認検査機関	1,500	20	0	274	1,202
	計	1,816	47	1	323	1,428
R3	宮 崎 市	232	24	1	59	139
	指定確認検査機関	1,775	49	0	267	1,453
	計	2,007	73	1	326	1,592

年度	受 理 機 関	総 数	新 築	増 築	改 築	そ の 他
R1	宮 崎 市	412	311	90	1	10
	指定確認検査機関	1,415	1,354	59	0	2
	計	1,827	1,665	149	1	12
R2	宮 崎 市	316	230	82	1	3
	指定確認検査機関	1,500	1,423	76	0	1
	計	1,816	1,653	158	1	4
R3	宮 崎 市	232	154	73	1	4
	指定確認検査機関	1,775	1,704	70	0	1
	計	2,007	1,858	143	1	5

※ 令和3年度から、用途区分のうち「専用住宅」を「一戸建ての住宅」及び「長屋」へ改める。

### (2) 用途地域別建築物確認申請受理件数 (指定確認検査機関を含む)

(単位:件)

用 途 地 域	総 数	一 戸 建 て の 住 宅	長 屋	共 同 住 宅	併 用 住 宅	事 務 所 舗	倉 庫 ・ 車 庫	工 作 場 所	そ の 他
第一種低層住居専用地域	562	521	13	11	5	0	0	0	12
第二種低層住居専用地域	26	26	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	48	44	1	2	0	0	0	0	1
第二種中高層住居専用地域	206	186	0	9	1	6	0	0	4
第一種住居地域	353	307	6	13	5	11	3	0	8
第二種住居地域	258	177	2	21	4	31	3	0	20
準住居地域	13	4	0	2	0	5	0	0	2
近隣商業地域	63	31	0	8	1	14	4	0	5
商業地域	34	9	0	8	1	10	1	1	4
準工業地域	44	20	3	0	1	10	5	2	3
工業地域	25	13	5	0	0	2	1	2	2
工業専用地域	2	0	0	0	0	0	0	1	1
用途地域の指定のない地域	373	267	2	8	3	35	16	14	28
計	2,007	1,605	32	82	21	124	33	20	90

### 3 許可件数

(単位:件)

許可事項	適用条文		H29	H30	R1	R2	R3
接道許可	法第43条 第2項第2号 (旧法第43条 第1項)		(73)	26 (31)	48	50	49
道路内の許可	法第44条 第1項		0	0	3	3	3
用途地域内の許可	法第48条	第1項	0	0	0	0	0
		第2項 ～14項	1	0	0	0	0
敷地の位置の許可	法第51条		0	1	0	0	0
前面道路の許可	法第52条 第10項		0	0	0	0	0
容積率の許可	法第52条 第14項		0	0	0	0	0
高さの許可	法第55条 第3項		0	0	0	1	3
日影の許可	法第56条の2 第1項		0	0	0	0	0
総合設計の許可	法第59条の2 第1項		0	0	0	0	0
小計			74	58	51	54	55
仮設許可	法第85条	第3項	0	0	0	7	4
		第5項	16	20	14	7	13
小計			16	20	14	14	17
総計			90	79	65	68	72

### 4 道路位置指定件数

	幅員	R1				R2				R3			
		4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計
申請件数(件)		8	3	0	11	8	0	0	8	2	1	1	4
指定	件数(件)	8	3	0	11	8	0	0	8	2	1	1	4
	道路延長	256.271 m	98.72 m	0	354.991 m	282.944 m	0	0	282.944 m	99.749 m	34.90 m	39.370 m	174.019 m
廃止件数(件)		2	0	0	2	2	0	2	4	5	0	0	5

## 5 定期報告対象建築物報告件数

### (1) 特定建築物

(単位:件)

年度	対象件数	受理件数	対 象 用 途	規模又は階(いずれかに該当するもの)※1
R1	99	46	ホテル、旅館	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの
			体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(いずれも学校に附属しないもの)	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
R2	212	71	劇場、映画館、演芸場 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの ④主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場に限り)
			百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、待合、料理店、 飲食店、展示場、公衆浴場	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階(合計床面積100㎡超)にあるもの
R3	182	95	病院、有床診療所、介護老人保健施設  就寝用福祉施設 サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム ※2 障害者グループホーム ※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設 助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、 更生施設、老人短期入所施設、 小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所、 老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、母子保健施設、 障害者支援施設、福祉ホーム、 障害福祉サービス事業所(自立訓練又は就労移行支援を行うもの)	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの (病院、有床診療所にあつては、その部分に患者の収容施設があるものに限る。) ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの

※1 対象用途部分の床面積合計が200㎡以下又は対象用途部分が避難階のみのものを除く。

※2 「老人福祉法」第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの。

※3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第17項に規定する共同生活援助事業の用に供するもの。

### (2) 昇降機等定期報告状況

#### ① エレベーター

	R1	R2	R3
報告すべき件数 (件)	2,195	2,404	2,406
報告件数 (件)	2,162	2,276	2,359
報告率	98.5%	94.7%	98.0%

#### ② エスカレーター

	R1	R2	R3
報告すべき件数 (件)	211	211	211
報告件数 (件)	202	199	202
報告率	95.7%	94.3%	95.7%

#### ③ 遊戯施設

	R1	R2	R3
報告すべき件数 (件)	5	5	6
報告件数 (件)	5	5	6
報告率	100.0%	100.0%	100.0%

6 違反建築物取扱件数

(単位:件)

違反事項	条文	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
		違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正
確認申請手続	法第6条	37	33	27	14	36	1	22	0	39	2	22	1	56	6	12	5
22条指定区域の屋根及び外壁の不燃	22条 23条	2	1	5	0	4	1	0	0	9	2	0	0	19	2	45	3
避難施設等	35条	1	1	1	1	5	1	1	0	2	2	4	2	28	2	5	0
内装制限	35条の2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	1	0	2	0
防火構造等	27条 36条	2	1	6	1	14	3	31	10	25	0	6	2	13	0	32	1
構造耐力上の規定	20条 36条	11	10	5	3	14	4	1	0	10	2	4	2	28	6	6	1
敷地等と道路の関係	43条	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
用途地域内の建築制限	48条	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0
建ぺい率制限	53条	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	6	0	1	0
第一種低層住居専用地域内の外壁の後退距離	54条	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	5	0	11	2
防火地域・準防火地域内の建築物の構造	61条 62条	1	1	2	1	0	0	0	0	3	0	1	0	5	1	1	0
その他	—	3	3	12	7	6	2	31	6	18	2	7	2	23	7	6	1
計		60	51	59	27	83	13	88	16	112	10	46	10	187	24	123	14

※是正件数には、過年度の違反に対するものを含む。

7 認定申請事務処理件数（建築基準法を除く）

(単位:件)

			H29	H30	R1	R2	R3
長期優良住宅	認定申請 (法第5条第1項～3項)	受理	375	422	377	412	439
		認定	375	415	380	404	436
	変更認定申請 (法第8条)	受理	6	6	13	9	9
		認定	5	6	13	9	10
	譲受人決定による変更 (法第9条)	受理	28	24	29	13	29
		認定	24	28	24	18	29
	地位の承継 (法第10条)	受理	3	3	2	11	10
		認定	3	3	2	11	10
建低炭素	認定申請	受理	8	4	8	14	37
		認定	8戸	4戸	8戸	14戸	38戸
性能画面上	認定申請	受理	3	1	1	0	9
		認定	3	1	1	0	9

## 8 各種補助事業

### (1) 木造住宅耐震診断・改修補助事業

現行の耐震基準を満たしていない昭和56年5月以前に建築された戸建木造住宅(併用住宅を含む)の所有者が実施する耐震診断、補強設計、改修に要する費用の一部を補助する。

		H29	H30	R1	R2	R3
件数(件)	耐震診断	13	34	102	298	300
	補強設計	27	6	—	—	—
	耐震改修	26	6	23	30	57
	段階的改修	1	0	0	0	—
	除却	—	—	—	2	5
	建替	—	—	—	0	0
補助金額(千円)	耐震診断	702	1,836	11,220	38,280	39,600
	補強設計	2,700	600	—	—	—
	耐震改修	13,935	2,030	20,356	21,898	45,526
	段階的改修	185	0	0	0	—
	除却	—	—	—	546	1,544
	建替	—	—	—	0	0

※補強設計に対する補助は、平成27年度より開始。平成30年度で終了。

※段階的改修に対する補助は、平成28年度より開始。令和2年度で終了。

※除却に対する補助は、令和2年度より開始。

※建替に対する補助は、令和2年度より開始。

### (2) 民間特定建築物耐震診断補助事業

耐震改修促進法に定める民間特定建築物の所有者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する。

	H29	H30	R1	R2	R3
件数(件)	1	1	0	0	0
補助金額(千円)	1,500	1,500	0	0	0

### (3) 大規模民間建築物耐震改修補助事業

耐震改修促進法の改正により、不特定多数の方が利用する大規模建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告する義務が課せられた。その耐震診断の結果から耐震改修工事を実施しやすい環境を整えるため、耐震改修に要する費用の一部を補助する。

	H29	H30	R1
件数(件)	4	4	4
補助金額(千円)	87,354	135,778	95,539

※令和元年度で終了。

#### (4) 災害危険区域住宅助成事業

災害危険区域内に存する既存住宅等の所有者が、条例に定める建築制限に適合させるために実施する改修等の費用を一部助成する。

	H29	H30	R1	R2	R3
件数 (件)	0	0	0	0	1
補助金額 (千円)	0	0	0	0	90

#### (5) 福祉のまちづくり施設整備補助事業

福祉のまちづくり条例施行(平成13年4月1日)以前に建築された集会施設、物品販売施設など不特定多数の人が利用する施設を条例の整備基準に基づいて改修する工事費用の一部を補助する。

	H29	H30	R1	R2	R3
件数 (件)	2	0	0	1	1
補助金額 (千円)	1,579	0	0	149	1,200

#### (6) 危険ブロック塀等対策事業

倒壊の危険性の高いブロック塀等の所有者を対象に除却費用を補助する。

	R1	R2	R3
件数 (件)	23	9(2)	17
補助金額 (千円)	3,008	1,136(276)	1,881

※令和元年度より開始。

※( )内は、うち津波浸水想定区域を示す。令和3年度から対象範囲を市内全域に拡大。

#### (7) アスベスト分析調査補助事業

アスベスト分析調査を行おうとする者を対象に、分析調査に要する費用を補助する。

	R1	R2	R3
件数 (件)	0	0	2
補助金額 (千円)	0	0	415



## Ⅳ そ の 他

### 1 違反建築物防止週間事業

この事業は、市民一般に建築基準法の目的・内容について周知徹底を図るとともに違反建築物に対して行政上の所要の措置を積極的に講ずることによって良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

(1) 実施日 令和3年10月18日(月)

(2) 一斉公開パトロール実施結果

対象区域	車両数	参加団体								計
		市 建 築 行 政 課	市 消 防 局	宮 崎 県 建 築 士 会	宮 崎 県 建 築 士 事 務 所 協 会	宮 崎 県 建 築 協 会	宮 崎 地 区 建 築 業 協 会	宮 崎 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	労 働 基 準 監 督 署	
市内全域	4台	4名	4名	—	—	—	—	—	—	8名

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、規模を縮小して実施。

対象区域	パ ト ロ ー ル 件 数	違 反 建 築 物 件 数	違反項目件数						計	確 認 表 示 未 掲 示
			無 確 認	道 路 関 係 違 反	建 ぺ い 率 違 反	高 さ ・ 斜 線 違 反	用 途 違 反	そ の 他		
市内全域	10件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### 2 建築物防災週間事業

火災、地震、がけ崩れ等の災害による、建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

(1) 実施時期

上期 令和3年8月30日～令和3年9月5日  
 下期 令和4年3月1日～令和4年3月7日

(2) 一般市民への防災に対する知識の普及、啓発活動

防災週間ポスターの庁舎・市民サービスコーナー等へ掲示

### 3 建設リサイクル法に基づく届出・通知

対象建設工事の分別解体等の実施及び特定建設資材廃棄物の再資源化を促進し、法の実効性を確保することを目的とする。

#### 対象建設工事の届出等件数

(単位:件)

	H29	H30	R1	R2	R3
届 出	796	852	821	766	852
変 更 届	5	2	2	0	0
通 知	554	523	598	570	508
計	1,355	1,377	1,421	1,336	1,360

### 4 建設リサイクル一斉パトロール

このパトロールは、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施並びに石綿の適正な処理等について現地確認、特に法令遵守の徹底、無届出工事等の不適正な業者の監視に重点を置き行うものとし、あわせて建設リサイクル法に関するPRを積極的に行うことにより、さらなる法の実効性を確保することを目的とする。

(1) 実施日 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止

#### (2) 建設リサイクル一斉パトロール実施結果

対象区域	車両数	参加団体							計
		市 建 築 行 政 課	市 環 境 指 導 課	宮 崎 労 働 基 準 監 督 署	宮 崎 県 解 体 工 事 業 協 同 組 合	(一社)宮 崎 県 建 築 協 会	(一社)宮 崎 県 産 業 資 源 循 環 協 会	(社)宮 崎 県 建 築 業 協 会	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5 中高層建築物に関する指導要綱（平成3年4月1日施行）

中高層建築物の建築により生じうる近隣紛争を未然に防止するため、建築主等が配慮する事項や周知・手続き方法等を指導し、良好な近隣関係の維持向上と良好な居住環境の形成を目指す。

### (1) 対象となる中高層建築物の規模（階数はいずれも地階を除く）

- ① 第1種、第2種低層住居専用地域内の建築物で、軒の高さが7mを超えるもの、又は地階を除く階数が3以上のもの
- ② 第1種、第2種中高層住居専用地域及び第1種、第2種住居地域、準住居地域、又は用途地域の指定のない区域内的の建築物で高さが10mを超えるもの
- ③ 共同住宅、下宿又は寄宿舎の用途に供する建築物で次に掲げるもの
  - イ 地階を除く階数が5以上で、かつ、入居戸数が15戸以上のもの
  - ロ 地階を除く階数が3以上で、かつ、1住戸又は1住室当たりの床面積が概ね30㎡未満の入居戸数が10戸以上のもの
- ④ 指定建築物でその用途に供する部分の延べ面積が500㎡を超えるもの

### (2) 届出件数

#### 用途地域別

(単位:件)

用途 年度	一低	二低	一 中高	二 中高	一 住居	二 住居	準 住居	近隣 商業	商業	準 工業	工業	工業 専用	調整 ※	合計
H29	5	0	0	8	7	20	1	11	7	1	0	1	8	69
H30	7	0	0	6	5	19	1	7	6	5	0	0	8	64
R1	6	0	1	7	5	17	0	5	8	2	1	0	6	58
R2	6	0	0	5	14	16	0	5	5	3	1	1	4	60
R3	8	0	1	10	8	20	2	7	7	2	2	0	4	71

※「調整」には都市計画区域外及び無指定区域(田野都市計画区域)を含む。

#### 建物用途別

(単位:件)

用途 年度	共同住宅	事務所	学 校	店 舗	そ の 他	合 計
H29	43	0	0	5	21	69
H30	36	1	3	6	18	64
R1	32	0	1	5	20	58
R2	37	2	1	8	12	60
R3	45	3	2	5	16	71

## 6 建築物等に関する福祉環境整備

### (1) 福祉のまちづくり条例に基づく特定施設新設等事前協議

「宮崎市福祉のまちづくり条例」(平成13年4月1日施行)により、不特定多数の人々が利用する建築物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めることを義務づけている。

(単位:件)

	民間施設						公共施設					
	事前協議件数			事前協議適合件数			通知件数			適合申出件数		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
対象施設合計	110	115	120	43	45	41	7	13	10	7	10	5
1 医療施設	8	10	16	1	3	3	0	0	1	0	0	0
2 興行施設	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3 集会施設	7	8	11	3	2	8	1	0	0	1	0	0
4 展示施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 物品販売施設	25	26	26	8	15	12	0	0	1	0	0	1
6 宿泊施設	2	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7 社会福祉施設	25	31	17	15	13	6	0	2	0	0	2	0
8 体育施設	1	2	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0
9 遊技施設	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 飲食施設	19	11	12	4	1	0	0	0	0	0	0	0
13 金融機関等の施設	1	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0
14 サービス施設	13	16	22	6	3	4	0	0	0	0	0	0
15 公共交通機関の施設	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
16 自動車車庫	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
17 公衆便所	0	0	0	0	0	0	2	5	2	2	4	2
18 公益事業施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 官公庁舎	0	0	0	0	0	0	1	4	0	1	2	0
20 学校等施設	2	1	1	1	0	0	3	1	6	3	1	2
21 事務所	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
22 工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 共同住宅	2	6	5	1	4	4	0	0	0	0	0	0
24 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)認定建築物

車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅員の確保等、通常の整備基準を超える基準(建築物移動等円滑化誘導基準)を満たす建築物の建築主等は、バリアフリー法による認定を受けることができる。その際、認定建築物であるシンボルマークの表示等様々な支援措置を受けることができる。

### バリアフリー法認定件数

(単位:件)

	H29	H30	R1	R2	R3
集 会 施 設	0	0	0	0	0
社 会 福 祉 施 設	0	0	0	0	0
物 品 販 売 施 設	2	0	0	0	0
官 公 庁 舎	0	0	0	0	0
金 融 機 関 施 設	0	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0	0

## 7 狭あい道路整備事業

建築基準法では、4メートル未満の狭あいな道路に接面する敷地に建築物の新築、増改築等を行うときには、道路境界線を道路の中心線から2メートル以上後退するよう規定している。

本市においては、「宮崎市狭あい道路整備事業に関する要綱」に基づき、建築確認申請書を提出する前に後退用地の拡幅整備の方法などについて、建築主と事前協議を行う。

### 狭あい道路整備事業実績

(単位:件)

	H29	H30	R1	R2	R3
協 議 件 数	84	89	83	88	97
市 道	60	69	59	49	65
寄附申出を受けた件数	46	45	24	20	36
里 道・農 道	17	13	14	16	25
私 道	7	7	10	3	7

## 8 宮崎市建築審査会委員

令和4年3月31日現在

部 門	氏 名	備 考
行 政	下 登 義 克	会 長
建 築	越 山 明 典	
法 律	矢 野 間 浩 司	
経 済	松 山 茂	
建 築	松 元 義 春	会 長 代 理
公 衆 衛 生	満 山 宗 人	
都 市 計 画	嶋 本 寛	



# 建 築 行 政 年 報

令和4年度(令和3年度分)

編集・発行 宮崎市 都市整備部 建築行政課  
宮崎市橘通西1丁目1番1号  
TEL 0985-21-1813  
FAX 0985-21-1815  
E-mail [30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp)  
発行年月 令和4年9月

